

令和5年度  
地域エネルギー資源活用支援事業補助金  
公募要領

奈良県の交付する地域エネルギー資源活用支援事業補助金（以下「補助金」という。）は、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）及び地域エネルギー資源活用支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

**1. 事業の概要**

再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）を媒体とした地域コミュニティの活性化を推進することにより、地域の活力向上を図るため、再エネ活用事業の事業化可能性調査または設備導入に要する経費の一部を補助します。

**2. 応募資格・対象事業**

※別表1のとおり。

**3. 申請手続**

(1) 申請受付期間

**令和5年6月30日（金）～令和5年12月22日（金）〈必着〉**

受付時間 9時～12時、13時～17時（土・日・祝日は除く）

※先着順につき、予算額に達し次第、受付を終了します。

(2) 必要書類

①地域エネルギー資源活用支援事業補助金交付申請書（第1号様式）

②事業計画書（第2号様式の1又は第2号様式の2）

＜事業化可能性調査の場合＞

- ・位置図
- ・現況写真
- ・スケジュール表
- ・見積書

＜設備導入の場合＞

- ・位置図
- ・見積書
- ・平面図、立面図及び現況写真

- ・導入する設備のパンフレット等、仕様が分かるもの
- ・設備の使用開始までのスケジュールが分かる工程表
- ・施工図面、構造計算書、設計書及び仕様書
- ・系統連系について協議内容が分かる書類の写し（事前相談の回答書及び接続検討の回答書）
- ・許認可に係る事前協議の内容が分かる書類（協議日、相手方の官公庁名・所属・職・氏名、連絡先、協議内容等を記載）
- ・発電開始後における発電設備の維持管理体制が分かる書類

③収支予算書（第3号様式）

④本事業実施についての意見書（市町村、地元自治会、地元水利組合のうち、いずれか1つからのもの。様式任意。）

⑤応募者の概要が分かるもの（会社案内、パンフレット等）

⑥過去1年分の貸借対照表及び損益計算書（又は収支計算書）

⑦法人の登記簿謄本（写）、任意団体にあつては規約・定款等

(3) 提出先

奈良県 水循環・森林・景観環境部 環境政策課 エネルギー・温暖化対策係

（住所）〒630-8501 奈良市登大路町30

（TEL）0742-27-8016

(4) 提出方法

持参または郵送。なお、郵送の場合は簡易書留など記録が残る方法で送付すること。

(5) 応募書類（様式）入手方法

①ホームページからダウンロード

<URL> <http://www.pref.nara.jp/55628.htm>

②窓口配布

奈良県 水循環・森林・景観環境部 環境政策課 エネルギー・温暖化対策係

配布時間：9時～12時、13時～17時（土・日・祝日は除く）

4. 選考・決定

(1) 受付

奈良県は申請書類を受理後、応募資格、応募対象事業を確認し、資格等を満たしていないと認められる場合は、速やかに申請者に連絡します。

(2) 選考

まず、書面による選考を行い、必要に応じ、現地調査やヒアリングを実施します。その際、別途、資料の提出を求められることがあります。

#### 【選考の視点】

- ・地域の特性を活かした地域振興、停電時の電力供給または熱利用に役立つものであること。

### (3) 事業の採択

#### ① 選考結果の通知

選考結果（採択または不採択）は、申請者あて文書で通知します。なお、選考の経過等についての問合せには応じられません。

#### ② 選考結果の公表

採択した「地域エネルギー資源活用支援事業補助金」の内容の概要を、奈良県環境政策課のホームページで公表する場合があります。

#### ③ その他

成果の取扱いに関し、提出書類の一部は、本事業の成果を広く県内に普及啓発するためのセミナー等に利用する場合があります。

### (4) 事業の着手時期

**補助金交付決定後の事業着手とします。**補助金交付決定日以前に事業に着手した場合は、補助金を交付できません。着手の日は、補助対象である事業を契約した日とします。

## 5. 補助金の交付等

### (1) 補助対象経費・補助金の額

別表1のとおり。

### (2) 事業実施期間

原則として、**令和6年2月23日（金）**までとし、その日までに事業及び支払を完了させるものとします。但し、期間内に事業が完了しない見込みの場合は、事前に当課まで相談してください。

### (3) 補助金の交付時期

補助金は、事業完了後の実績報告の提出を受けて、補助金額を確定した後に支払います。

### (4) 補助金の返還

次に掲げる事項の一つに該当する場合は、補助金の一部又は全部を返還する必要があります。

① 奈良県補助金交付規則（平成8年奈良県規則第8号）の規定に違反したとき。

② 補助金を本事業以外の用途に使用したとき。

③ 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

④ 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

<別表 1>

補助対象事業	①事業化可能性調査	②設備導入
補助対象事業者	奈良県内において地域の活力向上を図る法人及びその他団体	
要件	<p>地域の活力向上を図ることを目的とする、次の各号に掲げる再エネ活用事業の事業化可能性調査とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小水力発電</li> <li>・バイオマス発電</li> <li>・バイオマス熱利用</li> <li>・温泉熱発電</li> <li>・風力発電</li> <li>・その他知事が認めるもの</li> </ul>	<p>地域の活力向上を図ることを目的とする、次の各号に掲げる再エネ活用事業の設備導入とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小水力発電</li> <li>・バイオマス発電</li> <li>・バイオマス熱利用</li> <li>・温泉熱発電</li> <li>・風力発電</li> <li>・その他知事が認めるもの</li> </ul>
補助対象経費	調査委託費（消費税及び地方消費税の額を除く。）	設計費、設備費及び工事費（消費税及び地方消費税の額を除く。）
補助金の額	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該算出した額が500千円を超える場合は、500千円）以内の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）	